

「福岡県多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業」公募仕様書

1. 業務の目的

本業務は、以下に示す業務を実施することにより、多様な食文化を有する外国人旅行者に対応できる県内の飲食店・宿泊施設の充実を図り、本県を訪れ、県内各地を周遊する旅行者の満足度を一層向上させることを目的とする。

2. 委託業務名

福岡県多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業

3. 委託期間

契約日～令和6年3月31日

4. 委託業務内容

県内の飲食店・宿泊施設を対象に、ハラール・ヴィーガン等の食の多様性を普及・啓発するために以下の業務を実施する。

①食の多様性を普及・啓発するための研修会の開催（4回）

・参加者数：各回100事業者程度（想定）

・テーマ（例）：

ハラール・ヴィーガン市場の動向
食の多様性に対応したメニュー開発
Web・SNSの活用方法
外国人の文化・習慣に配慮した接客のポイント 等

※4回すべて異なるテーマとすること。

※ここに挙げたテーマは必須ではない。食の多様性の普及・啓発に効果的と考えるテーマ・内容を提案すること。ただし、1回は「多言語対応の推進」を含めた内容とすること。

・各回の参加者の募集・取りまとめや当日の受付、アンケート集計等の研修会開催に係る事務局運営業務を行うこと。

②メニュー開発に向けた個別支援の実施（20店舗×各3回程度）

上記のセミナー参加者のうち20店舗程度を対象に、多様な食文化に対応したメニュー開発に向けた個別支援を行うこと。

・支援内容（例）：レシピ開発支援、仕入先開拓支援、モニター試食会 等

※ここに挙げた支援内容に限定するものではない。

・個別支援対象店舗とのスケジュール調整等、個別支援に係る事務局運営業務を行うこと。

③横展開の実施

県内飲食店、宿泊施設の参考となるよう、多様な食文化への対応の取組みを行った店舗の取組み事例等の横展開を行うこと。（報告会の開催、事例集の制作等）

④県が実施する情報発信への助言

食の多様性に対応したメニューを取り扱う飲食店を「インバウンド協力店^(※)」として登録し、外国人旅行者に対する情報発信を行うため、令和5年度中に県の海外向け観光 WEB サイト (<https://www.travelerfriendly.jp/en/>) を改修し、新たに食の多様性に関する情報を追加することとしている。

多様な食文化を有する外国人旅行者に対する情報発信を効率的かつ効果的に行うために本サイトに追加すべき項目等について、県の要請に応じて助言を行うこと。なお、WEBサイトの改修は、委託業務には含まない。

(※) インバウンド協力店

写真付きメニューや多言語対応スタッフの配置など、日本を訪れる外国人旅行者が利用しやすい取組みを行っている施設を「インバウンド協力店」として登録し、上記専用ホームページで情報発信している。

5. 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成すること。

- ・作成にあたっては、別添「提案公募要領」を参照のうえ提出すること。
- ・提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

①食の多様性を普及・啓発するための研修会の開催

- ・想定するテーマや開催方法、開催場所（リアル・オンライン）など具体的な実施内容や実施体制及びスケジュールについて示すこと。
- ・起用する講師の経歴や食の多様性に関する知見、選定理由等について示すこと。
- ・参加事業者の募集、周知の方法について示すこと。

②メニュー開発に向けた個別支援の実施

- ・個別支援の実施内容や実施体制及びスケジュールについて、具体的に示すこと。
- ・起用するアドバイザーの経歴や食の多様性に関する知見、選定理由等について示すこと。
- ・個別支援対象店舗の募集・選定の方法について示すこと。

③横展開の実施

- ・支援を行った飲食店・宿泊施設の取組事例について、他の飲食店等の参考となるような横展開を図るかを示すこと。

④独自提案事項

- ・業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

7. 実施報告

- ・受託者は、全ての過程終了後、全体をまとめた報告書を作成・提出すること。

- ・納品期限：令和6年3月31日
- ・納品場所：「13. 連絡先・提出先」を参照のこと。
- ・納品数：紙媒体2部 かつ 電子データ（CD-R 又は DVD-R）1部
- ・電子データ：Windows で表示可能な形式（PDF、Word、Excel、PowerPoint 等）とする。
その他のソフトウェアを使用する場合は、福岡県と別途協議するものとする。

8. 著作権の取り扱い

- ・受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない）において、福岡県での使用を認めるものとする。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

9. 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10. 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。

ただし、事前に文書により福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

11. 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

12. その他

- ・事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、福岡県と十分に協議の上、進めていくこと。
- ・事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、福岡県に報告すること。

13. 連絡先・提出先

福岡県商工部観光局観光政策課観光産業係 担当：小西、田中

住 所：〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

電話番号：092-643-3456

FAX 番号：092-643-3431

メー ル：ukeirekankyoushou@pref.fukuoka.lg.jp